

令和8年 第4回 福岡市東区選挙管理委員会

令和8年2月5日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第 27 号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について
- 3 議案第 28 号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について
- 4 議案第 29 号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について
- 5 議案第 30 号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の選任について
- 6 議案第 31 号 選挙人名簿の登録を行う日について

< 次回日程 >

- | | | |
|--------|-------------|---------------------------------------|
| ・委員会 | 令和8年2月8日（日） | 午前 10 時～（30 分程度） |
| ・投票所視察 | 〃 | 委員会終了後～（15 分程度）
（箱崎第二投票区 東区役所別館講堂） |
| ・開票所立会 | 〃 | 午後 8 時 45 分～
（福岡市立照葉小中学校） |

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

(根拠)

・承認 地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、

(略) 委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第2号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における東区の各投票区の投票立会人を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年2月2日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

最高裁判所裁判官国民審査法

第十二条(投票に関する事務の担任)

- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議案第 27 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、東区第 1 開票区及び東区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 62 条第 2 項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項の規定による。

第六十二条（開票立会人）

公職の候補者（略）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。（略）

2 前項の規定により届出のあった者（略）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十九条（開票に関する事務の担任）

衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第 28 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、東区第1開票区及び東区第2開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和8年2月5日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

第六十二条（開票立会人）

公職の候補者（略）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。（略）

2 前項の規定により届出のあった者（略）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

議案第 29 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、東区第2開票区において候補者届出政党又は候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和8年2月5日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号におい

て同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

議案第 30 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、東区第2開票区において衆議院名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和8年2月5日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者た

ることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

議案第31号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和8年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和8年2月5日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

登録を行う日

令和8年3月2日

(根拠条文)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

第二十二條（登録）

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

同法施行令第十四条（登録日等の告示）

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。